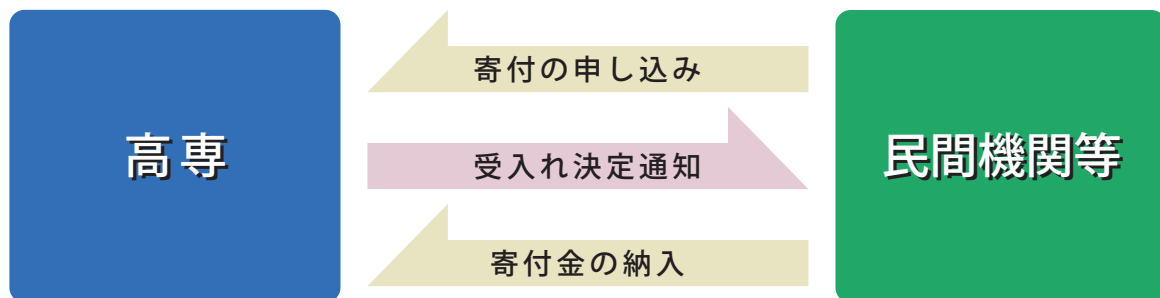


## 産学官連携推進制度 教育・研究奨励寄附金について

寄附金とは、本校の業務の実施を支援することを目的として寄附される現金及び有価証券であって、学術研究に要する経費、教育に要する経費等として使用されます。寄附金の性格上、研究結果の報告書作成等はありません。

この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

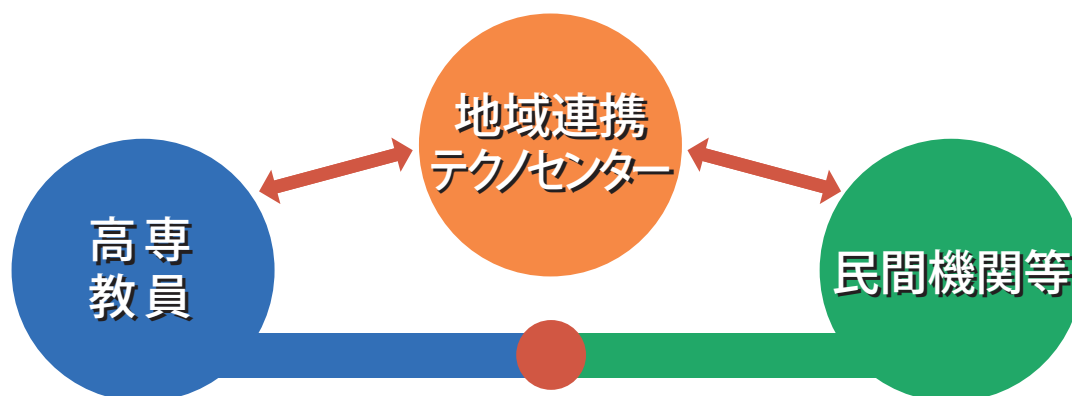


### 知的財産権の取扱い

共同研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、共同研究契約書及び公立大学法人大阪府立大学知的財産権取扱規程（平成 17 年 4 月 1 日公立大学法人大阪府立大学規則第 44 号）に定めるところになります。

## 産学官連携推進制度 技術相談について

民間企業等が抱える技術課題に対して、関係する研究を行う本校教員を探し出します。



問い合わせ先

大阪府立大学工業高等専門学校 地域連携テクノセンター

〒572-8572 大阪府寝屋川市幸町 26-12

TEL:072-820-8593(直通) FAX:072-820-8599

TEL:072-821-6401(代表)

E-mail:sangaku@osaka-pct.ac.jp